

青森県教育委員会第316回臨時会会議録

1 期 日 平成31年2月20日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後1時50分

4 場 所 教育庁教育委員会室及び教育委員室

5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

議案第1号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則及び青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・原案決定

議案第2号 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について・・・・・・・・原案決定

議案第3号 市町村立学校職員の人事について・・・・・・・・原案決定

議案第4号 県立学校職員の人事について・・・・・・・・原案決定

議案第5号 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案について・・・原案決定

議案第6号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・原案決定

6 出席者等

・出席者の氏名

和嶋延寿（教育長）、豊川好司、町田直子、中沢洋子、杉澤廉晴

・欠席者の氏名

野澤正樹

・説明のために出席した者の職

佐藤教育次長、田村教育次長、児玉参事・教育政策課長、長内学校教育課長、赤尾教職員課長、高橋学校施設課長、渡部生涯学習課長、相坂スポーツ健康課長、増田文化財保護課長、古川高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

豊川委員、中沢委員

・書記

小関英規、藤田真希也

7 議 事

報告第1号 議案に対する意見について

（佐藤教育次長）

このたびの案件は、県議会第297回定例会に提出される「平成31年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）」ほか15件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

参考資料1ページを御覧いただきたい。

まず、「平成31年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）」についてである。教育委員会関係の予算総額は、1,294億2,836万1千円となる。これを平成30年度当初予算と比較すると、9億437万8千円の減、率にして、0.7パーセントの減となっている。

参考資料2ページ及び3ページを御覧いただきたい。

青森県教育振興基本計画に基づき、本県教育を取り巻く重要課題の解決に向けて取り組む主要な施策を明らかにするため、「施策の柱」を設定し、取組の重点化を図り、市町村教育委員会、県立学校、小・中学校、その他関係機関や団体の協力を仰ぎたいと考えている。平成31年度は、「学ぶ意欲や主体的に探究する力の向上」、「子どもを守り支える安全・安心な教育環境づくり」、「地域の活力を創り出す人財の育成と文化・スポーツの振興」の3つを施策の柱に据え、「教育は人づくり」という視点のもと、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりに取り組んで参る。

続いて、条例案の主なるものについて御説明する。

参考資料4ページを御覧いただきたい。

「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案」、「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案」、「外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例案」、「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案」及び「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。この改正は、地方公務員法及び地方自治法の改正により創設された会計年度任用職員の勤務条件、給与等について規定等するものである。なお、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」については平成31年4月1日から、その他の条例については平成32年4月1日から施行するものである。

次に、参考資料の7ページを御覧いただきたい。

「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。これは、学校教育法施行規則の改正により、高等学校における通級指導が制度化されたことから、特別支援教育手当の支給範囲を拡大し、高等学校の教諭等を支給対象とするものである。この条例は、平成31年4月1日から施行するものである。

次に「青森県職員定数条例の一部を改正する条例案」についてであるが、この改正は、第80回国民スポーツ大会の開催に関する事務が教育委員会から知事部局に移管されることや、平成25年に策定した青森県行財政改革大綱に基づく定員適正化の実績を踏まえ、職員定数を改める等するものである。この条例は、平成31年4月1日から施行するものである。

次に、「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」についてである。これは、学校職員定数を高等学校、特別支援学校及び小・中学校あわせて、12,073人から、163人減の11,910人に改めるものである。この条例は、平成31年4月1日から施行するものである。

次に、「青森県総合社会教育センター条例の一部を改正する条例案」、「青森県営スケート場条例の一部を改正する条例案」、「青森県武道館条例の一部を改正する条例案」、「青森県立郷土館条例の一部を改正する条例案」及び「青森県三内丸山遺跡センター条例の一部を改正する条例案」についてである。このたびの改正は、消費税率の引上げに伴い、各施設の使用料の額を改めるためのものである。この条例は、平成31年10月1日から施行するものである。

参考資料8ページを御覧いただきたい。

最後に、「平成30年度青森県一般会計補正予算（第3号）案（教育委員会所管分）」についてであるが、今回の補正予算は、国の補正予算を踏まえて実施する県立学校の施設

設備の整備に要する経費として、4億4,032万9千円を計上している。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,308億4,666万8千円となる。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則及び青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第2号 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第3号 市町村立学校職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第4号 県立学校職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第5号 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案について
(赤尾教職員課長)

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案について御説明する。

1の提案理由であるが、学校評議員の委嘱手続の見直しに伴う所要の整備を行うため提案するものである。

2の概要であるが、学校評議員については、各県立学校長が各地域の実情等に応じて適任者を推薦し、県教育委員会が委嘱しているところであるが、行財政改革及び県教育委員会の働き方改革における業務改善を図るため、推薦によらず、各県立学校長の選考により県教育委員会が委嘱することとし、所要の整備を行うものである。なお、改正後の規則は、平成31年3月1日から施行するものである。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第5号については原案のとおり決定する。

議案第6号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案について

(相坂スポーツ健康課長)

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案について御説明する。

この度の改正は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱手続の見直しに伴う所要の整備を行うため提案するものである。学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、各県立学校長が学校の実情に応じて適任者等を具申し、県教育委員会が委嘱又は解嘱しているところであるが、行財政改革及び県教育委員会の働き方改革における業務改善を図るため、具申によらず、各県立学校長の選考等により県教育委員会が委嘱又は解嘱することとし、所要の整備を行うものである。なお、改正後の規則は、平成31年3月1日から施行するものである。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第6号については原案のとおり決定する。